附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

四　チョコレート類の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

(二)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

(三)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（必要な表示事項） **第３条**　（略） ２～５　（略） ６　アレルギー物質を含む食品を原材料に使用している場合にあっては、食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第６号及び第７号の定めるところにより表示しなければならない。 ７　（略）	（必要な表示事項） **第３条**　（略） ２～５　（略） ６　アレルギー物質を含む食品を原材料に使用している場合にあっては、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ハ及びトの定めるところにより表示しなければならない。 ７　（略）

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

五　ビスケット類の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

(二)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

(三)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（必要な表示事項） **第３条**　（略） ２　アレルギー物質を含む食品を原材料に使用している場合にあっては、食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第６号及び第７号の定めるところにより表示しなければならない。 ３　（略）	（必要な表示事項） **第３条**　（略） ２　アレルギー物質を含む食品を原材料に使用している場合にあっては、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ハ及びトの定めるところにより表示しなければならない。 ３　（略）

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

六　ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

(二)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

(三)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（定義） **第２条**　（略） ２　（略） ３　この規約で「チーズフード」とは、食品衛生法第19条第１項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号）第３条第２項第４号にいう乳又は乳製品を主要原料とする食品であって、一種以上のナチュラルチーズ又はプロセスチーズを粉砕し、混合し、加熱溶融し、乳化してつくられるもので、製品中のチーズ分の重量が51％以上のものをいう。なお、当該チーズフードには、次の各号に掲げるものを添加することができるものとする。 (1)～(3)　（略） ４・５　（略）	（定義） **第２条**　（略） ２　（略） ３　この規約で「チーズフード」とは、乳等省令第７条第２項第４号にいう乳又は乳製品を主要原料とする食品であって、一種以上のナチュラルチーズ又はプロセスチーズを粉砕し、混合し、加熱溶融し、乳化してつくられるもので、製品中のチーズ分の重量が51％以上のものをいう。なお、当該チーズフードには、次の各号に掲げるものを添加することができるものとする。 (1)～(3)　（略） ４・５　（略）

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

七　チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

(二)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

(三)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（必要な表示事項） **第３条**　（略） ２～５　（略） ６　アレルギー物質を含む食品を原材料に使用している場合にあっては、食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第６号及び第７号の定めるところにより表示しなければならない。 ７　（略）	（必要な表示事項） **第３条**　（略） ２～５　（略） ６　アレルギー物質を含む食品を原材料に使用している場合にあっては、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ハ及びトの定めるところにより表示しなければならない。 ７　（略）

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

八　生めん類の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。